

原議保存期間 5 年  
(平成29年 3月31日まで)

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長 殿  
(参考送付先)

警察庁丁規発第102号  
平成23年 7月 4日  
警察庁交通局交通規制課長

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長

イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について(通達)

イベント等に伴う道路使用許可については、「規制・制度改革に係る方針」(平成23年 4月 8日閣議決定。別添参照)を受け、「イベント等に伴う道路使用許可の適正な取扱いについて」(平成23年 4月28日付け警察庁丁規発第75号)を発出し、既に発出済みの関連通達の周知を図ったところであるが、道路使用許可申請者の要望等も踏まえ、下記のとおり、申請手続の簡素化及び一層の弾力化を図ることとしたので、遺憾のないようにされたい。

#### 記

#### 1 事前相談又は申請時における留意事項

##### (1) 事前相談についての更なる周知

イベント等の開催については、道路交通への影響が大きい場合が多いことから、円滑に道路使用許可手続を進行させるためには、一般に、所轄警察署(高速道路交通警察隊を含む。以下同じ。)に対し、十分な時間的余裕をもって事前相談がなされることが有効である。

しかしながら、近時、十分な事前相談がなされていないイベント等について道路使用許可の申請がなされる例も見られることから、道路使用許可手続を説明する都道府県警察のホームページに、イベント等については事前相談を行うべきであることを記載するなどの方法により、事前相談について更なる周知を図ること。

##### (2) 一体として運営されている露店等に係る許可の一括化

複数の露店等が同一の機会(場所・時間)に出店されている場合において、当該露店等の運営全般が一の運営団体の管理及び責任の下で一体として運営されている実態があるときは、それぞれの露店等について道路使用

許可の申請を求めるのではなく、全体として一つの行為として取り扱うことが可能であることから、申請者の要望に応じ、許可を一括化して申請者の負担軽減を図ること。

なお、一つの行為として取り扱うかどうかの判断に当たっては、行為の主体、目的、時間、場所、方法及び態様を勘案して、全体として一つのイベント等と評価し得るかどうかに留意すること。

### (3) 道路占用許可との一括受付制度の更なる周知

道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合については、「道路使用許可申請手続の簡素合理化について」（平成17年3月17日付け警察庁丁規発第24号）で示したとおり、両許可に係る申請を一括して受け付けることができるところであるが、依然として一括受付制度の利用実績が高いとはいえ、また、利用実績がない都道府県もあるなど運用状況にむらが見られることから、道路使用許可手続を説明する都道府県警察のホームページに一括受付制度についても記載するなどの方法により、一括受付制度について更なる周知を図ること。

なお、一括受付制度について、道路管理者との必要な調整を終えていない都道府県警察にあっては、速やかに調整を図ること。

### (4) 地域住民等の合意形成の方法に関する助言

地域住民、道路利用者、関係事業者等による合意形成に当たり協議会を活用する場合、案件によっては、当該協議会における合意に加えて、当該協議会の構成員の同意書等を求めることがある。

このような手順においては、協議会の場において同意書を徴すること等により事務の煩瑣を避けることができることから、事前相談に対する情報提供に当たっては、こうした手法についても必要な助言を行うこと。

## 2 道路使用許可の判断に当たっての留意事項

### (1) 新規のイベント等に対する適切な判断

これまで開催実績のない新規のイベント等については、その事前相談又は審査において、警察が過度に否定的な姿勢を示しているとの指摘がある。

新規のイベント等の開催について、その全容を把握するため警察が具体的な説明を求めることは当然であるが、新規のイベント等の開催について一概に否定的な姿勢をとることなく、道路交通への影響、当該イベント等の公益性等について、実態に即した判断を行うこと。

なお、新規のイベント等に対しては、必要となる書類や地域住民等の合意形成等について十分な情報提供を図るとともに、開催場所、開催時間、イベント等の形態等の変更についても、柔軟な検討や助言を行うように努めること。

(2) 開催実績に対する適切な評価

継続して開催されるイベント等については、その開催実績について警察が正当に評価していないとの指摘がある。

開催実績があるイベント等については、過去のイベント等における問題点の解消等を図るとともに、道路交通への影響等に変化がないことを確認することは当然であるが、過去のイベント等が大きな問題は生ずることなく開催されていた場合には、当該開催実績も考慮して当該イベント等に係る道路使用許可について判断すること。

3 全般的な留意事項

(1) 丁寧な説明

イベント等の実施に当たり道路使用許可を申請する者は、道路工事の場合等とは異なり、道路使用許可を受ける機会が少ないものである場合も多いことから、イベント等に係る道路使用許可の申請者に対しては、道路使用許可の手続、警察の判断、道路使用許可に付された条件等について、その理由等も含めて、丁寧な説明に努めること。

(2) 警察署の担当者に対する指導及び教養の徹底

道路使用許可は警察署で取り扱われる手続であることから、本通達の内容を含め、道路使用許可の取扱いに関する留意事項については、申請者に現実に接することとなる警察署の担当者に対し、定期的に指導及び教養を行うこと。

「規制・制度改革に係る方針」(抄)

〔平成23年4月8日〕  
閣議決定

各分野における規制・制度改革事項

3 農林・地域活性化分野

道路使用許可等の弾力的運用及び申請手続の簡素化

歩道・車道空間を活用した地域の各種イベントを開催する場合、道路使用及び占用許可が取得しやすくなるよう、既に発出済みの道路使用許可及び占用許可の取扱いに係る通知等や道路占用許可に係る申請書の様式の統一化について、改めて周知徹底を行うとともに、申請手続の簡素化及び一層の弾力的運用を図ることについて、検討し、結論を得る。平成23年度検討・結論